

○ 群馬県農業近代化資金融通措置条例

昭和 36 年 12 月 26 日 群馬県条例第 71 号

群馬県農業近代化資金融通措置条例をここに公布する。

群馬県農業近代化資金融通措置条例

(目 的)

第 1 条 この条例は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、利子補給等の措置を講じ、もって農業経営の近代化に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において「農業者等」、「融資機関」及び「農業近代化資金」とは、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条に規定するものをいう。

(利子補給)

第 3 条 県は、融資機関が農業者等に対し貸し付ける農業近代化資金（以下「資金」という。）につき、次の各号に掲げるところにより、毎年度予算の範囲内で、利子補給を行うことができる。

- 一 法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける資金については、年 3 分以内（農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号。以下「政令」という。）第 2 条の表の第 4 号に定められている資金にあっては年 4 分以内）の割合で計算した額
 - 二 法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者に貸し付ける資金については、年 2 分 5 厘以内（政令第 2 条の表の第 4 号に定められている資金にあっては年 4 分以内）の割合で計算した額
 - 三 法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける資金については、年 1 分 5 厘以内（政令第 2 条の表の第 4 号に定められている資金にあっては年 3 分以内）の割合で計算した額
- 2 前項の利子補給は、県と融資機関との間に締結する契約により行うものとする。

(対象融資の限度)

第 4 条 前条の規定により県が融資機関に対して行う利子補給に係る資金の総額は、知事が定める。

(農業信用基金協会への出資等)

第 5 条 県は、毎年度予算の範囲内で、資金に係る債務の保証を行なう農業信用基金協会に対し、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することができる。

- 2 前項の規定により県の出資を受けた農業信用基金協会は、法第7条各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる金額を県に納付しなければならない。

(報告又は調査)

第6条 知事は、第3条の規定により行われた利子補給に関し必要があると認めるときは、融資機関から報告を徴し、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

(条例等の違反に対する措置)

第7条 知事は、融資機関がこの条例又は第3条第2項の規定により契約した事項に違反したときは、当該融資機関に補給すべき利子の全部若しくは一部を補給せず、又は既に補給した利子の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、第3条の規定により行われた利子補給に係る資金を借り受けた者が、当該資金を借入目的以外に使用したときは、当該融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって、政令第2条の表の第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げるものについての第3条の規定の適用については、同条第1項から第3号までの規定中「年3分以内」とあるのは「年4分以内」と、「年2分5厘以内」とあるのは「年3分5厘以内」と、「年1分5厘以内」とあるのは「年2分5厘以内」とする。

附 則（昭和37年6月22日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第3条の規定に基づき利子補給を行なう旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和39年10月16日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月15日条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第3条の規定に基づき、利子補給を行なう旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 45 年 10 月 15 日条例第 59 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 7 月 10 日条例第 31 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 12 日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第 3 条の規定に基づき利子補給を行なう旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 3 月 22 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この条例適用の日前に現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第 3 条の規定に基づき利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 12 月 24 日条例第 64 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例適用の日前に現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第 3 条の規定に基づき利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 10 月 20 日条例第 43 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第三条の規定に基づき利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 7 月 9 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 6 月 4 日条例第 28 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の群馬県農業近代化資金融通措置条例の規定は、昭和 55 年 4 月 14 日から適用する。
- 2 昭和 55 年 4 月 14 日前に現に改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例第 3 条の規定に基づき利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 10 月 15 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 10 月 11 日条例第 27 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により、利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化貸金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧条例附則第2項の規定により知事の承認を受けた計画の実施に必要な資金又はこの条例の施行前に旧条例附則第4項の規定により知事の承認を受けた計画に即して行われる事業に必要な資金でこの条例の施行後に貸し付けられるものについては、旧条例附則第2項又は第4項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成2年12月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月17日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の群馬県農業近代化資金融通措置条例（以下「旧条例」という。）附則第2項の規定により知事の承認を受けた計画に即して行われる事業に必要な資金でこの条例の施行後に貸し付けられるものについては、旧条例附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成14年10月17日条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条の規定により、利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月17日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により利子補給を行う旨の契約が締結されている農業近代化資金については、なお従前の例による。